

保険会社における財務情報の国際比較

平成20年度日本保険学会大会研究報告

2008年10月26日

静岡県立大学

上野 雄史

報告の流れ

- 企業会計の目的と現在の潮流－アングロ・サクソン型、フランコ・ジャーマン型の目的－
- 会計事実の捉え方と会計観
- アングロ・サクソン型における保険会社の財務情報
- わが国における保険会社の財務情報
- 保険会計のコンバージェンスの意味

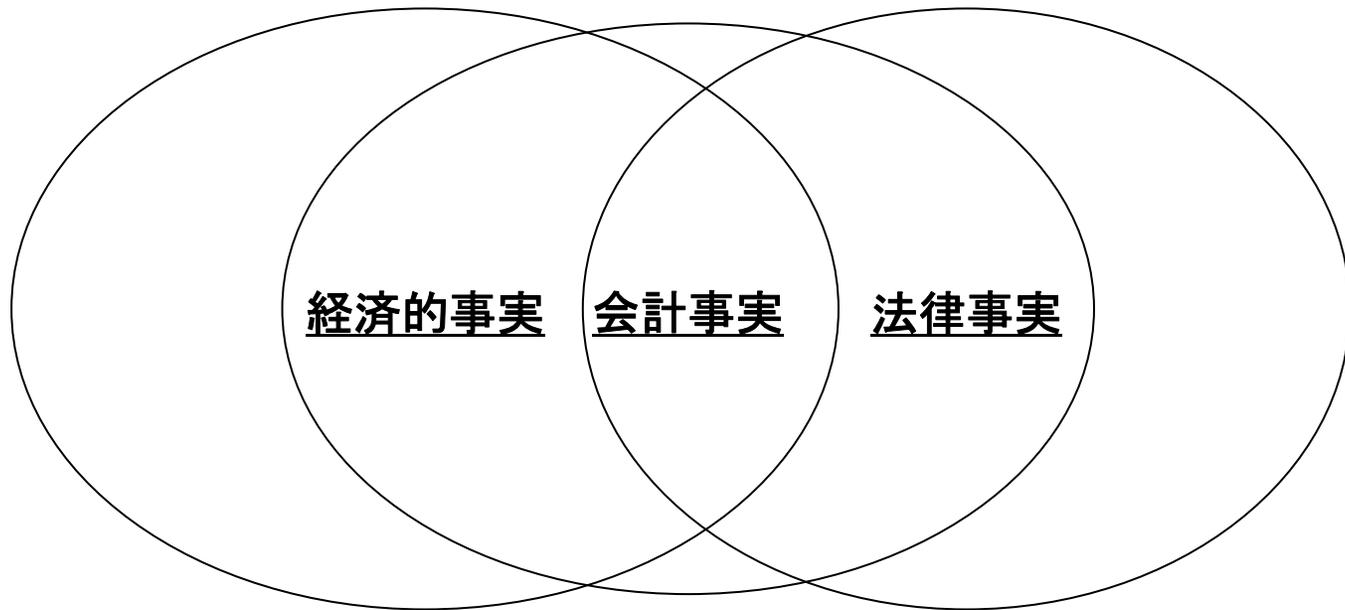
企業会計の役割

■ 企業会計の役割

- ① 企業経営者の受託責任の明確化
- ② 平等な財の分配(利害調整機能)
- ③ 意思決定有用性(情報提供機能)

- 利害調整機能を重視するのがフランス・ドイツなどフランス・ジャーマン型
- 情報提供機能を重視するのがアメリカ・イギリスなどのアングロ・サクソン型

会計事実の認識



保険会社における財務情報

- 財務報告の目的に沿って、保険会社の会計事実を財務諸表上に計上するのか。
 - ① 保険会社における会計事実の捉え方
 - 経済的事実・・・保険契約をどのように捉えるか
 - 法律的事実・・・法的規制に基づき算定された負債をどのように捉えるか
 - ② どのような会計観に基づき測定を行うのか。
 - 収益費用アプローチか、資産負債アプローチか。

二つの会計観

- 会計事実の捉え方は企業の経営成績および財政状態を表すための会計観によって変化。

① 資産負債アプローチ (Asset and Liability Approach) …

期首と期末の純資産の差額が純利益

② 収益費用アプローチ (Revenue and Expense Approach) …

収益の総額と費用の総額の差額が純利益

どちらの会計観に基づいて計算するかによって測定方法が異なる。

アングロ・サクソン型主導の国際財務報告基準(IFRS)の設定

<IASBのボードメンバーの構成>

14人のボードメンバーのうちイギリス、アメリカ、オーストリア出身者などアングロ・サクソン諸国が半数を占めている。

さらに、イギリスの旧植民地であった南アフリカ、インド出身のボードメンバーとして1名ずつ出ている。

これに対し、フランス・ドイツの出身者は3名。

IASBはアングロ・サクソン型が主導。

IASBの保険プロジェクト

- IASBは資産負債アプローチに基づき保険プロジェクトを進める。

フェーズⅠ:

IFRS第4号(EUの2005年IFRS適用に合わせた基準):

- ・保険契約に関する多種多様な会計実務を認めており、暫定基準という位置づけ。
- ・IASBは保険契約の会計処理方法に関する多くの結論を先送り。

フェーズⅡ:

2007年2月に「Discussion Paper Preliminary Views on Insurance Contracts」(DP)を公表。・・・保険負債(責任準備金)の評価方法を中心にしている。

DPの提示した保険負債評価

(a) 将来キャッシュ・フローの見積もり:

契約上のキャッシュ・フローの明示的で、バイアスのない、市場と整合的、確率で加重された現在の見積もり(確率加重平均手法)

(b) 貨幣の時間価値の影響:

将来キャッシュ・フローの見積もりを調整する、現在の市場における割引率

(c) マージン:

市場参加者がリスク負担者に要求するマージン(リスク・マージン)及び(もしあれば)その他のサービスに要求する(サービス・マージン)の明示的でバイアスのない見積り

保険会計に関する論点整理

- ① 保険契約開始時（保険料受取時）と契約終了時は通常、異なる会計期間。
論点：費用と収益のマッチング。類似の性質：工事契約など
- ② 保険契約は金融的な側面も持つ。
論点：時価評価が必要か否か。類似の性質：金融商品
- ③ 保険金支払の発生は偶発的に発生。
論点：発生確率の予測方法。類似の性質：偶発事象
- ④ 資産の評価方法
論点：資産・負債評価の連動。類似の性質：企業年金

アメリカ

- アメリカのGAAP(一般に公正妥当と認められた会計基準): SFAS第60号「保険会社の会計および報告」、SFAS第97号「特定の長期契約、ならびに投資の売却から生じる実現損益に関する保険会社の会計処理および報告」、SFAS第113号「短期および長期契約の再保険に関する会計および報告」、SFAS第120号「特定長期有配当保険に対する生命保険相互会社および保険会社による会計処理および報告」、SFAS第163号「金融保証保険契約のための会計」(2008年度12月より適用)

アメリカ(続き)

- 保険契約により生じる収益と費用とのマッチングを中心にしている。・・・新契約費の繰延・償却等。収益と費用の認識についての会計処理方法について詳細に定める
- 責任準備金の計算は契約時の諸仮定を前提に計算され、その後、変更されない(ロック・インアプローチ)。
- 平衡準備金(Equalization reserve)、危険準備金(Contingency reserve)の積立は認められない。
- 責任準備金の計算や繰延新契費の償却計算には、収益悪化に備えたマーヅンを持たせる。
- 細則主義
- 負債計上に際して、SAP(監督会計)との調整は行われない。

イギリス

- イギリスのGAAP: 英国保険協会 (Association of British Insurers、ABI) より出された実務指針書 (SORP)、FRS第27号「生命保険会計」(有配当契約に関する会計処理が中心)
- 有配当契約については法定ベースの現実的負債 (the Realistic Liability) を修正して、計上する。
- 有配当契約以外の負債についての詳細な評価方法は提示していない(原則主義)。
- 新契約費は繰り延べられる(有配当契約は別)。
- FSAに求められた平衡準備金を計上する。
- 負債は、SAP(監督会計)のものを調整し計上する。

カナダ

- カナダのGAAP: Section 4211「生命保険会社」、AcG-3「損害保険会社における財務報告」、AcG-8「生命保険会社の数理負債 (Actuarial Liabilities)」
- 負債の評価と資産との相互関係で評価する。
- 生保についてCALMによる責任準備金の評価: 負債の評価は、予測シナリオによる最善の見積もりと、逆偏差に対応する準備金 (PfAD) を含む。
- 生命保険契約においては新契約費の繰延は責任準備金の中に含まれる。
- 損害保険会社においては新契約費を資産として繰り延べる。
- 監督会計 (SAP) と GAAP は一体となっている。

オーストラリア

- オーストラリアのGAAP: AASB4「保険契約」(IFRS4号)、AASB1023「一般保険契約」、AASB1038「生命保険契約」
- 生命保険契約の責任準備金は最良推定負債と将来利益原価(リスク・マージン)の合計。毎期、将来利益原価の解放して利益を認識。
- 一般保険契約の支払備金は確率加重平均により求められた予想支払額の中央推定値(Central estimate)と不確実性を見込んだリスク・マージンの合計。一般保険契約においては新契約費を繰り延べる。
- 保険契約に見合う金融資産は公正価値評価
- 負債は、SAP(監督会計)のものを調整し計上する。

各国の会計事実・会計観

	イギリス	カナダ	オーストラリア	アメリカ	IASB
経済的事実	金融商品・サービスの提供	金融商品・サービスの提供	金融商品・サービスの提供	サービスの提供	金融商品
法律的事実 (責任準備金に対する)	法律上の負債も会計上の負債の一部を構成	法律上の負債と会計上が同一	法律上の負債も会計上の負債の一部を構成	会計上の負債と法律上の負債は別	未定。IAISとの調整可能性あり。
会計観	資産負債アプローチと収益費用アプローチとの混合型	資産負債アプローチと収益費用アプローチとの混合型	資産負債アプローチと収益費用アプローチとの混合型	収益費用アプローチ	資産負債アプローチ

各国の共通点と相違点(続き)

- 発生主義に基づき新契約費などの期間対応させる処理を行っている。
 - ⇒ 保険契約期間 = サービスの提供期間
- 一方で、イギリス、オーストラリア、カナダでは資産負債アプローチに基づき保険負債の評価替を行っている。
 - ⇒ 保険契約と金融商品との一貫した評価方法に対して肯定的(DPのコメントレターで表明)。
- 法的な規制の要素を負債評価に織り込んでいる(アメリカを除けば)。
- 資産負債アプローチに一本化している国は無く、混合型を取っている国が主流(アメリカを除けば)

わが国の特徴

- わが国ではSAPの負債評価がそのまま企業会計上の保険負債として計上。
- 費用収益の対応関係は、責任準備金、支払備金の計上を通じてのみ行われる(修正現金主義)。
⇒保守性を重視した会計観(「超保守性」(北本、1974))
予測による値が少ないので会計数値の「硬度」はある。
アングロ・サクソン型の「財務報告の目的」とは不一致。
- 他の項目については、金融商品会計基準、退職給付会計基準、減損会計基準など国際財務報告基準(意思決定有用性を重視した基準)に準拠した基準を導入している。
⇒会計観が不統一

保険会計のコンバージェンスの意味

- わが国は保険契約という会計事実を「相互扶助」として捉えている。
 - 「保険契約＝サービスの提供」でも
 - 「保険契約＝金融商品」でもない。
- 国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスは保険契約に対する会計事実・会計観の統一を意味する。
- わが国の現状との矛盾した会計事実・会計観をどのようにして受け入れていくのか？

主要参考文献

1. International Accounting Standards Committee “*Issue Paper: Issued for Comment by the Steering Committee on Insurance*,” November 1999.
2. International Accounting Standards Board, “*Discussion Paper: Preliminary Views on Insurance Contracts*,” March 2007.
3. International Association of Insurance Supervisors, “*Comments on IASB Discussion Paper: Preliminary Views on Insurance Contracts*”, December 2007.
4. Accounting Standards Board, Financial Reporting Standard No.27, *Life Assurance*, December 2004.
5. Australian Accounting Standards Board(AASB), AASB No.1023, *General Insurance Contracts*, November 2007.
6. Australian Accounting Standards Board(AASB), AASB No.1038, *Life Insurance Contracts*, November 2007.
7. 北本駒治「保険会計の一考察：その超保守性について」『商學論究』第 22 卷第 1 号、73-87 ページ、1974年9月。
8. 久保英也『生命保険業の新潮流と将来像』千倉書房、2005年。
9. 荻原邦男a「諸外国における生命保険負債評価の変貌(その1)」『ニッセイ基礎研所報』第40号、2006年、79－110頁。
10. 荻原邦男b「諸外国における生命保険負債評価の変貌(その2)」『ニッセイ基礎研所報』第41号、2006年、85－116頁。
11. 古瀬政敏「生命保険会社の財務状態と経営成績の開示--いわゆるSAPとGAAPのあり方を考察するための基礎作業」文研論集(生命保険文化研究所) 第131号、1－47頁、2000年6月。